

第2回 由仁町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年2月22日 午後3時30分から
- 2 開催場所 由仁町役場3階委員会室
- 3 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 土地の賃貸借解約通知について
(2件)
 - 日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
(所有権移転1件)
 - 日程第5 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
(所有権移転7件、賃貸借6件)

4 出席
委員

1番 鷺見幸生	2番 杉本道哉	3番 川端 敦
4番 田中昭一	5番 高橋 智	6番 森長正徳
7番 西田勝敏	8番 佐藤弘之	9番 河端英利
10番 松田一博	11番 橋口善一郎	12番 青山佳代子
13番 奥野宏栄	14番 中道雅彦	15番 北川正則

5 事務局
説明員

局長 青木祐次	主査 鈴木 渉
---------	---------

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしく願います。
ご着席ください。

局長 ただいまから令和6年第2回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の
議長となり、議事を進行していただきます。
よろしく願います。

議長 本日招集いたしました令和6年由仁町農業委員会第2回総
会の出席者は15名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規
定により、第2回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規
定により私から指名いたします。
3番 川端敦委員、4番 田中委員を指名いたしますが、
ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたしま
す。本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いま
すが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』を議題といたします。
 事務局から内容の説明を求めます。

 (議案朗読)

局長 議案第1号『土地の賃貸借解約通知について』
 土地の賃貸借について、合意解約の通知があったので、審議決定を求めるものであります。
 内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

 (内容説明)

主査 議案第1号について、ご説明いたします。
 農地の賃貸借の解約は農地法で制限されているため、解約する場合については、農地法第18条第1項の規定により原則として農業委員会の許可を受ける必要があります。ただし、貸主、借主双方の合意による解約で土地の引渡しの時期が、合意が成立した日から6か月以内であり、かつ、その内容が書面で明らかかな場合は、農業委員会の許可がなくても解約できることとなっており、この場合には、農地法第18条第6項の規定により合意による解約をした日の翌日から30日以内に必要事項を記載した通知書を農業委員会に提出することとされていることから、議案資料で添付した『解約通知書』の内容を確認していただき、この度の合意解約が適正か否かを審議していただきます。

 議案の2ページをお開きください。

 本件は、今後農地を売買するための賃貸借の解約2件であります。

 1番、貸主は西三川自治区の■■■■氏、借主は古川自治区の■■■■氏でございます。

 土地の所在は、古川414-3、433の2筆の畑で、合計面積は1,665㎡です。

 議案資料の1ページをお開きください。

 『解約通知書』については、2月1日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日については1月22日に行われるものであります。

 議案の2ページにお戻りください。

2番、貸主は岩内自治区の■■■■氏、借主は同じく岩内自治区の■■■■氏でございます。

土地の所在は、岩内 2737 から 2739 の 3 筆の田で、合計面積は 30,192 m²です。

議案資料の 2 ページをお開きください。

『解約通知書』については、昨年 12 月 14 日付けで提出があり、合意解約の成立した日及び土地の引渡しの日については 12 月 6 日に行われるものであります。

本来であれば、12 月総会で提出するところでありましたが、農地の売買に係る案件もあったことから、今月の総会にあわせて提出をさせていただいた経過となっております。

なお、2 件とも 6 か月以内の要件及び 30 日以内の通知書の提出要件についても、全て適正に行われています。

以上で議案第 1 号の説明を終わります。

議長 議案第 1 号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 1 号については、当農業委員会として解約通知書のとおり合意解約は適正であると認めることにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 1 号については、当農業委員会として適正に合意解約手続きが行われていると認めることにいたしました。

議長 次に、日程第 4、議案第 2 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長

議案第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』
農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があった
ので、その許可の可否の決定を求めるものであります。
内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議く
ださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第2号について、ご説明いたします。
本件は、所有権移転1件であります。
農地法第3条により権利を取得するためには農地法第3条第
2項の規定により「農地を全部効率的に利用すること」、「農地
所有適格法人以外の法人による権利取得ではないこと」、「事業
に必要な農作業に常時従事すること」、「地域に調和すること」
という各要件を満たしていなければなりません、全ての要件
を満たしているものと判断されます。

それでは議案4ページをお開きください。

1番ですが、土地の所在は古川414-6から433-2の4筆の畑
で、合計面積は1,765.83㎡です。

譲渡人は、西三川自治区の■■■■氏、譲受人は古川自治区
の■■■■氏です。

申請理由は、譲渡人は、申請地が離れ地で耕作できないため
売却するもので、譲受人は、申請地を買い受け経営を拡大する
ものであります。

農地の売買価格については、■■■■円で、10aあたり約■■■■
■■■■円でございます。

申請地の所在について説明しますので、議案資料3ページを
お開きください。

申請地は、町道古川東線沿いにある古川地区の農地で、許可
申請地と黒線で囲まれている箇所でございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長

議案第2号の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
す。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員

ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第5、議案第3号『旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第3号『旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について』

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。

内容については、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第3号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転の売買が7件、賃貸借が6件の農用地利用集積計画です。

利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の3月1日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。

全ての農用地について耕作または養畜を行う。

農作業に常時従事する。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

それでは議案6ページをお開きください。

1番から7番については、所有権移転の案件です。

1番から3番については、1月の総会で決定し、公社が買入れを行うことに同意したことに伴う所有権移転でございます。

4番から6番については、公益財団法人北海道農業公社からの早期売渡しでございます。

7番については、2月14日に開催された農地あっせん調整会議において所有権移転が決定された売買でございます。

なお、同日にこのほか1件と2月19日に1件、それぞれ農地あっせん調整会議を実施しており、公社買入が必要と判断された案件がございますが、公社からの要請により令和5年度の公社買入予算で対応することが難しくなったとのことから、令和6年度予算で対応するため、3月総会で買入要請に係る議案の提出、4月総会で集積計画書の議案を提出することにいたしましたので、事前にお知らせします。

1番ですが、土地の所在は山榊151-1から387の3筆の田で、合計面積は62,302㎡です。

売買価格は、 円で、譲渡人は山榊自治区の 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は山榊自治区の 氏、山榊自治区の 氏、古川自治区の 氏です。

2番ですが、土地の所在は山榊409から434の5筆の田と2筆の畑で、合計面積は90,823㎡です。

売買価格は、 円で、譲渡人は山榊自治区の 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じ山榊自治区の 氏です。

3番ですが、土地の所在は古山322-1から323-1の5筆の田で、合計面積は48,758㎡です。

売買価格は、 円で、譲渡人は古山自治区の 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は同じ古山自治区の 氏です。

4番ですが、土地の所在は光栄 278 から 285 の 4筆の田で、合計面積は 29,980 m²、売買価格は [REDACTED] 円です。

譲受人は、下古山自治区の [REDACTED] 氏、令和 2 年度の 5 年タイプ事業です。

5番ですが、土地の所在は岩内 2288、2289 の 2筆の田で、合計面積は 38,205 m²、売買価格は [REDACTED] 円です。

譲受人は、岩内自治区の [REDACTED] 氏、令和 2 年度の 5 年タイプ事業です。

6番ですが、こちらは、畑地化事業による早期売渡案件です。

土地の所在は東三川 2208-1、2209 の 2筆の田で、合計面積は 3,877 m²、売買価格は [REDACTED] 円です。

譲受人は、東三川自治区の [REDACTED] 氏、令和 4 年度の 5 年タイプ事業です。

7番ですが、土地の所在は岩内 2737 から 2739 の 3筆の田で、合計面積は 30,192 m²です。

売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は岩内自治区の [REDACTED] 氏で、譲受人は同じく岩内自治区の [REDACTED] 氏です。

議案資料 4 ページをご覧ください。

農地は、岩内地区の道道夕張長沼線の南側にある、あっせん申出地①から③の白線で囲まれた農地です。

売買価格は、あっせん申出地①が 10a あたり [REDACTED] 千円、あっせん申出地②と③が 10a あたり [REDACTED] 千円となっております。

議案 7 ページをお開きください。

8 番以降については、賃貸借の案件です。

8 番から 11 番については、12 月の総会で決定し、公益財団法人北海道農業公社が買入した農地を農地保有合理化事業参加者に対し賃貸借するものです。

8 番ですが、土地の所在は古川 498 から 591-1 の 3筆の田で、合計面積は 23,787 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 12 月 25 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の古川自治区の [REDACTED] です。

9番ですが、土地の所在は古川 692-1 から 699 の 5 筆の畑で、合計面積は 33,277 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 12 月 25 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の古川自治区の [REDACTED] です。

10 番ですが、土地の所在は岩内 2553 の 1 筆の田で、面積は 50,109 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 12 月 25 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の岩内自治区の [REDACTED] です。

11 番ですが、土地の所在は熊本 329-1 の 1 筆の田で、面積は 8,183 m²です。

賃貸借期間は、令和 10 年 12 月 25 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の熊本自治区の [REDACTED] です。

12 番ですが、土地の所在は、古山 448-4 から 449-4 の 4 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 23,299 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 3 年間で、賃貸借料は、田・畑ともに 10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、古山自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく古山自治区の [REDACTED] で、更新の案件です。

13 番ですが、土地の所在は、川端 1539-1 から 1549-3 の 9 筆の田で、合計面積は 8,411.22 m²です。

賃貸借期間は、令和 6 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり [REDACTED] 円、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、川端自治区の [REDACTED] 氏、借主は、同じく川端自治区の [REDACTED] で、新規の案件です。

以上で、議案第 3 号の説明を終わります。

議長

議案第 3 号の内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等はありませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第3号については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第3号については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 おはかりいたします。
本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 16時30分)

議事録署名委員

3番 川 端 敦 (印)

4番 田 中 昭一 (印)